

## 後期第9問

行政書士である X は、行使の目的をもって、X 方の行政書士事務所等において、ほしいままに M 事務局供託官 A 発行にかかる供託受領証を利用し、同供託官の記名・押印部分をカミソリで切り離れたうえ、虚偽の供託事実を記入した供託金受領証の写しであるかのような外観を呈する写真コピー5通を偽造した上、その頃、H 庁建設指導課建設係ほか3か所において、同係員ほか3名に対して、前記5通の写真コピーをそれぞれ真正に成立したもののよう装って提出した。

X の罪責について述べよ。

参考判例：最高裁第2小法廷昭和51年4月30日判決